

第5章 地域福祉活動計画における取り組み

第5章は地域福祉活動計画における民間の福祉活動について、関係する団体・組織・事業所等の取り組みの方向を記載します。

実施にあたっては、第4章に示す行政の取り組みの指針である地域福祉計画との連携・協働を図りながら推進します。

■地域福祉活動計画の体系と対応する行政の取り組み

基本目標	行動	対応する行政の取り組み
基本目標1 自分らしく生き、 チャレンジできる 地域をつくろう	行動1 市民後見人活動の推進	○成年後見制度の利用促進 ○市民による後見活動の推進
	行動2 意思決定支援の推進	○総合的な相談支援の充実 ○人権尊重と権利擁護の取り組み
	行動3 安心して介護・福祉サービスを利用 できるための取り組み	○包括的支援体制のための基盤整備 ○適切な福祉サービスの提供
	行動4 「生きる」を支える公的制度外の 取り組みを進めめます	○生活困窮者の支援 ○地域課題・地域資源の共有
	行動5 多様な「働く」を支援します	○自立した生活に向けた支援の充実
基本目標2 つながり支え合う 地域をつくろう	行動1 住民同士の支え合い活動の推進 ・見守り活動の推進 ・地域住民同士が出会い交流がで きる場をひろげる ・生活支援活動の推進	○地域における見守り・支え合い活動の推進 ○要援護者を支えるネットワーク ○地域福祉の拠点づくり ○セーフティネットのための地域包括ケア会 議の設置
	行動2 防災活動のネットワーク化	○日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応 ○避難行動要支援者の支援体制の整備
	行動3 地域貢献団体の見える化	○情報提供・情報発信の充実
	行動4 様々な生きづらさを感じている 人たちの居場所を地域につくる	○生活困窮者の支援 ○再犯防止の取り組み
基本目標3 みんなで参加する 地域をつくろう	行動1 ボランティアに参加しやすい仕 組みづくり	○NPO・ボランティア活動への参加の促進
	行動2 当事者意識で参加できる募金・寄 付活動	○安定的な地域の自主財源の確保
	行動3 福祉教育にみんなで関わろう	○福祉意識・協働意識の向上 ○福祉人材の育成・発掘

基本目標 1：自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

行動 1：市民後見人活動の推進

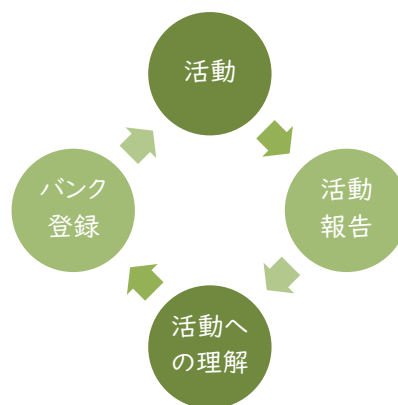
現状と課題

- 平成 23 (2011) 年から養成が始まった市民後見人は、平成 26 (2014) 年から令和元 (2019) 年までの間で、18 人の市民が市民後見人として養成・登録されました。そのうち、実際に活動した方は 6 人です。選任された方の活動への支援は、社会福祉協議会が担っています。
- 市民後見人を選任される事例が市長申立事例に限定されていることで、選任件数は市の市長申立件数に左右されることになっています。市長申立案件以外でも市民後見人が選任されることが課題となっています。

地域福祉活動の方向

市民後見人活動は市民のボランティア精神に支えられる活動です。専門職の支援もありますが、活動にあたっての不安や負担感もあります。

他の人の活動を知ること、互いの不安の軽減や、活動前のバンク登録者のモチベーションが高まり、それが新たな担い手の参加を呼び込む、好循環がおきることをめざします。



ACTION

対応する行政の取り組み

p38 成年後見制度の利用促進、p39 市民による後見活動の推進

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉協議会	○日常生活自立支援事業やケアマネジャー・相談支援員など民間の相談支援機関が把握している「市長申立が必要な事例」を市と共有し、申し立てをすすめていくための場の設置を市に提案していくとともに、開催された際には社会福祉協議会も参画します。
基幹包括 市民後見人バンク登録者	○バンク登録者交流会で、受任者の活動について共有することで、受任前の方の不安を解消し、待機中のモチベーション維持を図ります。 ○市民後見人活動に参加したいと思っただけの市民が増えるような情報発信などに市と社会福祉協議会、市民後見人バンク登録者などで協力して取り組みます（令和 4 年以降）。

行動2：意思決定支援の推進

現状と課題

- 各種の意思決定支援に関するガイドライン（61 ページコラム参照）についての周知・理解は、まだまだ医療・福祉・介護関係者間で共有されているとはいえない状況です。特に、本人が一見すると不合理にみえる意思決定を繰り返している事例については、家族や支援者が意思決定を代理する方向での支援が検討される傾向があります。
- 泉佐野市医療介護連携推進事業で作成した「メッセージノート（わたしの生き方ノート）」は、病気や事故によって自分の意思表示が困難になったときのために、事前に自分の意志を示しておくものです。医療・介護・福祉の関係者と一緒にノートに思いを書き込んでいく支援が求められています。

地域福祉活動の方向

医療・介護・福祉関係者を含んだ地域住民等が協働して、意思決定支援についての理解や合意形成を含めた、意思決定支援のための様々な環境整備を進めていきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p35 総合的な相談支援の充実、p38 成年後見制度の利用促進

活動主体	具体的取り組み例
医療機関 介護事業所 福祉関係者 市 社会福祉協議会 等	○「メッセージノート（わたしの生き方ノート）」の普及や、記入支援に取り組みます。 ○意思決定支援についての学習を進め、本人のエンパワメントや、「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）」、「本人中心支援会議」と言われる、意思決定支援のための本人参加の話し合いの開催に取り組みます。

コラム 各種ガイドラインにおける意思決定支援の基本原則

厚生労働省では、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成 30 年 3 月）、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成 30 年 6 月）、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年 5 月）などの、各場面における意思決定支援のガイドラインを作成しています。

おもなガイドラインの基本原則を一部抜粋すると下記のようなものになります。

- 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年 3 月）に記載されている基本原則の一部

第 1	本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。
第 2	職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
第 3	本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

- 意思決定支援ワーキンググループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和 2 年 10 月）に記載されている基本原則の一部

第 1	全ての人は意思決定能力があることが推定される。
第 2	本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
第 3	一見すると不合理に見える意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

ガイドラインの内容を理解するだけでなく、実際の支援場面に活かしていくためには、その人の暮らしに関わるすべての関係者の協力が必要となってきます。

行動3：安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み

現状と課題

- 医療・介護連携推進事業によるヒアリングでは、地域の課題として医療や介護サービスは専門職の意識によって、主治医・介護関係者などでスムーズに情報共有を図りながら、本人にとってよい支援ができる事業所もあれば、連携が苦手な事業所もあることが指摘されています。
- 地域福祉を支える介護従事者や福祉従事者については、人手不足の状況が続いています。要因には様々なものがありますが、求人の取り組みと並行して、現在の従事者が辞めないような取り組みも必要です。従業員の労働環境の整備は本来、雇用主の責任ですが、市民が継続性のある、よりよいサービス提供を受けられることを支える観点からも地域ぐるみの取り組みも求められています。

地域福祉活動の方向

優れた取り組みをしている事業所が適切に評価され、従業員がやりがいと誇りを持てるとともに、市民が安心して事業所を選べるように、「良いケア実践」を関係者で共有し、互いに支援の質を高め合えるような環境づくりを進めます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p43 包括的支援体制のための基盤整備、p36 適切な福祉サービス等の提供

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉協議会	○社会福祉協議会・基幹型機能強化型包括支援センターが中心となり、地域の優れたケア事例を市内事業所から広く募集します（募集方法などを令和3～4年に検討、令和5年以降に事例募集）。 ○数年に一度、応募された事例を市民や福祉・医療関係者に紹介する機会を設けます。
医療機関 介護事業所 福祉事業所 相談支援機関 等	○泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会や相談支援員連絡会活動を通じて、情報交換や自己研鑽を行います。 ○医療・介護従事者間の連携に取り組みます。 ○対人援助の従事者が集まり、気軽に情報交換をできるような場（カフェ活動など）の取り組みを進めます。

行動4：「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます

現状と課題

- 支援の現場では、緊急小口資金貸付事業や生活保護受給の審査を待つ期間の食べ物や生命維持にも支障をきたすような状態になってはじめて相談に来られる方もおられます。そのため、社会福祉施設における「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業や様々な団体による緊急食糧支援などの互助の取り組みが命を支えています。
- 「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業は、各種制度やサービスにつないで生活の安定を図るとともに、緊急を要する場合は、食材の提供など経済的援助（現物給付）も行っています。

地域福祉活動の方向

社会福祉施設における「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業をはじめ、企業や市民からの寄付による食糧支援（フードバンク）の取り組みなどを相談支援機関間で情報共有を図ります。また、民間福祉活動による支援はあくまで緊急代替的な手段であり、各種制度やサービスの安易な代替手段とならないように、支援についての共通理解を図りながら、関係機関が協力して課題解決していくことをめざします。

ACTION

対応する行政の取り組み

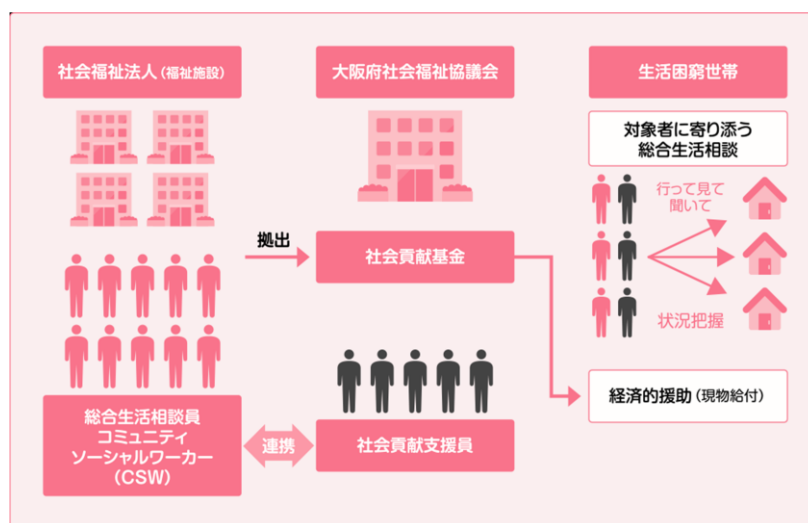
p35 生活困窮者の支援

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉施設	○大阪しあわせネットワークによる社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）を継続実施していきます。
相談支援機関等	○生活困窮者レスキュー事業や社協での緊急支援について、行政の相談窓口等と意見交換の場を設けて、地域課題の把握と支援についての共通理解の形成を図ります。
社会福祉協議会	○社会福祉協議会独自での緊急時支援の枠組みについて、大阪しあわせネットワークや地域包括支援センター等とも情報交換を行いながら、検討を行います。

活動紹介 大阪しあわせネットワーク・生活困窮者レスキュー事業とは…

「大阪しあわせネットワーク」は大阪府内すべての社会福祉法人・社会福祉施設がそれぞれの施設種別の特性や強みを活かし、様々な地域貢献事業を展開するとともに、その財源として、社会福祉法人・社会福祉施設が社会貢献基金を拠出しています。

メニューの1つである「生活困窮者レスキュー事業」では、大阪府社協の社会貢献支援員と各施設の相談員が連携して、拠出された社会貢献基金をつかって経済的援助（現物給付）を行っています。



図：大阪府社会福祉協議会ホームページより
(<https://www.osaka-shiwase.jp/about/>)



行動5：多様な「働く」を支援します

現状と課題

- 人口減少局面に入った日本において、年齢や障害の有無にかかわらず、様々な人がその能力を活かして働ける社会づくりが求められています。
- 障害者・高齢者・生活保護受給者等、様々な就労面で課題のある方を雇用した企業に対する助成事業もありますが、本人の能力や性格、特徴について職場の理解がなければうまく採用につながらなかったり、採用されても短期で離職してしまったりすることになります。

地域福祉活動の方向

職場における障害等の理解が進むように、個別の環境整備支援を各主体が取り組んでいます。また就労にハードルのある方の採用にチャレンジできる企業を応援できるように、企業や雇用主と福祉専門職などとの学習会などの取り組みを進めます。

また、家庭と職場以外の第3のつながりがあることで、離職・退職に至る前での問題整理や解決ができる場合もあることから、就職した後の就労定着のフォローの場づくりも進めます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p35 自立した生活に向けた支援の充実

活動主体	具体的取り組み例
企業 一般事業所	○刑務所出所者等総合的就労支援対策事業における協力雇用主登録 ○認定就労訓練事業への登録 ○就労体験の受け入れ ○障害者雇用の実施 ○高年齢者雇用の推進
福祉事業所等	○障害者就労移行事業・就労継続事業などの各種障害サービス事業の実施や就労支援 ○受け入れ企業との連携による従業員への支援や職場理解の形成支援
社会福祉協議会 NPO 学校 等	○就労定着のためのフォローができる場づくりに向けて、学校やハローワーク等と連携して、また地域包括ケア会議などの場を活用して様々な機関・団体で協議・検討を行います。

基本目標 2：つながり支え合う地域をつくろう

行動 1：住民同士の支え合い活動の推進

現状と課題

- 本市では平成 7（1995）年度より住民同士の助け合い活動として概ね小学校区を単位とする地区福祉委員会や町会・自治会単位の支部福祉委員会による見守り活動やサロン活動・カフェ活動が取り組まれています。災害時やコロナ禍においても日頃のつながりが活かされ、要支援者を孤立させない活動として継続してきました。
- 高齢化や単身世帯の増加により、今後ますます活動の必要性が高まる半面、活動している人からは担い手不足の課題があがっています。
- また、若い層の地域活動への参加が少ないという声があります。

地域福祉活動の方向

日頃から近隣住民同士がお互いに気にかけて合える地域づくりを進めながら、身近な地域において住民同士がつながることができる見守り活動や、住民主体による交流や居場所づくりの活動を継続、拡充します。

支える側、支えられる側が固定されない、誰もが役割を持って主体的に参加できる場となるよう、高齢者の介護予防の視点を持った担い手の発掘などの工夫も必要です。

また、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができる地域をめざし、既存のサービスや施策での対応が困難な生活上の困りごとに対応できる新たな活動の開発や、多様な活動主体が支え合い活動に参画できるように取り組みます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p47 地域における見守り・支え合い活動の推進
p49 要援護者を支えるネットワーク

【見守り活動の推進】

活動主体	具体的取り組み例
地区（支部）福祉委員会	○高齢者や障害者等支援を必要とする人を対象とした定期的な安否確認や見守り訪問活動の継続
民生委員児童委員協議会	○一人暮らし高齢者実態調査に取り組みます。 ○友愛電話訪問活動に取り組みます。
社会福祉協議会	○活動の必要性について啓発を行います。 ○活動団体の支援を継続します。 ○安心して見守り活動ができるように、専門支援機関との連携を支援します。

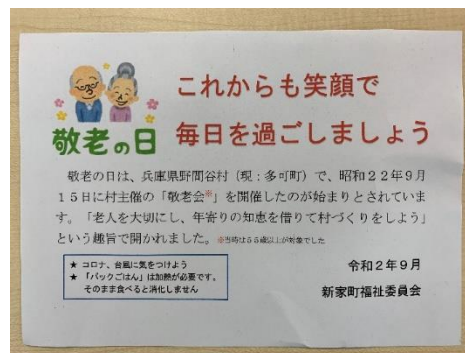
活動紹介 コロナに負けない地域のつながり

長坂地区の新家町支部福祉委員会では「敬老の日」にあわせ、一人暮らし高齢者など地域での見守りが必要な方にプレゼントを贈りました。

プレゼントと一緒に素敵なメッセージと防災についてのチラシを添えて、いつまでも元気で活気のある地域を願い、福祉活動に取り組んでいます。



訪問の様子



素敵なメッセージ♪

活動紹介 民生委員による電話での見守り活動

泉佐野市民生委員児童委員協議会（民児協）では、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行うとともに、安心して生活を営むことができるよう、相談を受けることを目的として、友愛電話訪問活動を行っています。毎年行われる独居高齢者実態調査活動の際に希望した登録者１人あたりについて、概ね月１回、民児協高齡福祉部会のメンバーが電話をし、電話に出ない場合は、地元の民生委員が訪問する、というもので、令和元（2019）年度は延べ3,832回の電話を行っています。



参考:大阪府民生委員児童委員協議会連合会ホームページ泉佐野市民生委員児童委員協議会紹介
(<http://www.osakafusyakyō.or.jp/minkyō/block/senshu/izumisano.html>)



【地域住民同士が会い交流ができる場をひろげる】

対応する行政の取り組み
p55 地域福祉の拠点づくり

活動主体	具体的取り組み例
地区（支部）福祉委員会 NPO ボランティア団体 福祉事業所 一般事業所	○高齢者等要支援者の孤立を防ぐ仲間づくり交流の場としてのサロンの開催 ○対象を限定せず、気軽に住民同士が交流することができるコミュニケーションの実施 ○子どもの居場所づくりを目的とした子ども食堂の実施
民生委員児童委員協議会	○一人暮らし高齢者ふれあい交流会に取り組みます。 ○乳幼児と中学生のふれあい交流会を通じて、世代間交流や命の大切さを伝えます。
社会福祉協議会	○交流活動や居場所づくりに取り組む団体に対して助成金などの情報提供を行う。 ○活動主体同士が情報交換できる場を提供します。

活動紹介 みんなが集まる地域のカフェ活動

おしゃべりカフェは、障害福祉事業所の work&oasis 花筏と福祉委員会が協働で月1回開催しています。東羽倉崎自治会集会所において、花筏の美味しいコーヒーやケーキ、パンが提供され、地域の障害の有無や世代を問わず、誰もが気軽に集まることができます。カフェの開催日を楽しみにしている人も多く、地域にとってなくてはならない交流の場となっています。



参考：地区福祉委員会活動については、泉佐野市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。
(<https://izumisanoshakyo.or.jp/organization/area-welfare/>)



活動紹介 中学生・乳幼児ふれあい交流事業

民児協子育て部会では、平成 17（2005）年より、市内中学生と乳幼児およびその保護者の交流会を毎年 1 回主催しています（令和 2 年度はコロナ禍のため中止）。

中学生に対して、助産師からの生命の大切さについて授業を行った後、乳幼児・保護者と一緒にふれあい遊びをする中で、命の大切さ、子育ての楽しさや苦勞を感じるこの取り組みは、中学生にとって大きな学びであるとともに、参加する親子にとっても楽しい経験となっています。



【生活支援活動の推進】

対応する行政の取り組み

p49 セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置

活動主体	具体的取り組み例
専門職 相談支援機関 活動団体 事業所 市民	○生活上の困りごとを聞き取り、会議等の場で地域の課題として共有し、課題解決の方法について検討を行います。
社会福祉協議会	○有償協力員派遣事業（おたがいさまの会）による会員同士の助け合いを継続します。 ○多様な活動主体で地域の課題を共有し、課題解決に向けて検討できる場を提供します。 ○支え合いを行う団体や事業所、商店等新たな活動主体を発掘し、活動支援を行います。

行動2：防災活動のネットワーク化

現状と課題

- 地域の絆づくり登録制度の実施により、災害時避難行動要支援者の登録と要支援者と地域の支援者の日頃からの見守り体制の整備を進めています。
- 一方で、要支援者を支援している福祉専門職や福祉事業所と地域の支援団体はそれぞれによる支援が別で調整されていることも多く、連携は十分とはいえない現状です。

地域福祉活動の方向

自然災害等の非常時の助け合いができるようにするためには、日頃からの顔の見える関係づくりが大切です。

福祉関係機関（団体）と災害・防災関係機関（団体）が協働して、災害時避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の体制づくりを進めることが必要です。

ACTION

対応する行政の取り組み

p51 日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応、避難行動要支援者の支援体制の整備

活動主体	具体的取り組み例
地域活動団体 専門職 福祉事業所 社会福祉協議会 等	○「防災」をテーマとした研修会や情報交換会等を通じて、それぞれの災害時や平常時の役割を理解し、日頃から連携ができる関係づくりを行います。 ○要支援者に対し、防災意識を高めるよう働きかけ、地域の防災訓練や避難訓練等への参加を促します。 ○支援者同士連携しながら、災害時避難行動要支援者の個別計画作成に取り組めます。
社会福祉協議会	○行政担当課（自治振興課危機管理室・地域共生推進課）と連携し、福祉事業所と地域が共に参加することができる研修会や情報交換会等を開催します。 ○災害時避難行動要支援者の個別計画作成を支援します。

行動３：地域貢献団体の見える化

現状と課題

- 地域貢献活動を行いたい企業・社会福祉法人や各種団体が、情報として見えにくい現状があります。
- 地域貢献活動を行いたい団体が地域福祉課題を知ったり、取り組みを相談したりできる仕組みが明確になっていません。

地域福祉活動の方向

地域貢献、社会貢献団体がどのようなことができ、どのようなことをしたいと考えているのかが、見えるかたちをつくっていきます。団体の活動趣旨やできることが周囲に伝われば、よりスムーズに必要なニーズとのマッチングができ、課題解決や新たな福祉活動の取り組みが生まれると考えられます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p55 情報提供・情報発信の充実

活動主体	具体的取り組み例
企業・団体等	○地域福祉課題の把握や、自分たちの強みを活かした貢献活動についての検討を行います。
社会福祉協議会	○地域貢献、社会貢献団体ができる活動を登録し、ニーズが出てきた時にマッチングできるような仕組みの検討をしていきます。 ○地域貢献、社会貢献団体がより広く地域住民に認知され、つながれるような情報発信の方法を検討していきます。

コラム 地域貢献をしたい！でも必要とされるニーズとつながりにくい…

泉佐野市内でも企業の社会貢献活動の取り組みとしてイベントの開催や、ボランティアの募集等、社会福祉協議会に声が入ることが増えてきました。災害時にも様々な企業やNPO、ボランティア団体が災害支援の活動にあたってくれましたが、自然発生的な活動も多く、より団体の強みを生かした貢献活動ができるように普段から団体の強みが見えるかたちにしておくことが重要になります。

行動4：様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる

現状と課題

- 身体障害者福祉会、障害児者を守る会、精神障害者家族会三枝会、断酒会などの当事者組織だけでなく、介護者家族のつどいなど、当事者が集まり情報交換や様々な活動を行っています。
- 既存の活動には参加しづらい生きづらさを持った人達が安心して過ごすことができる「居場所」については、当事者の思いやニーズにあわせた多様で柔軟な受け皿が必要です。

地域福祉活動の方向

児童・学生も含めた誰もが、社会とのつながりの中で安心・安全に過ごすことができる居場所の確立をめざしていきます。「居場所」からそれぞれの一步を踏み出すことができるように、一人ひとりの生きづらさに寄り添いながら様々な機関や資源と連携して本人のエンパワメントを促していきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

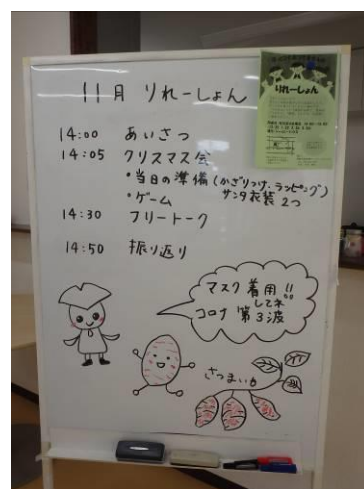
p36 再犯防止の取り組み、p49 同じ課題を抱える人のネットワーク

活動主体	具体的取り組み例
専門職 民間団体	○市内ですでに組織されている活動へのマッチングを行います。
包括支援センター 社会福祉協議会	○包括支援センターや社会福祉協議会に相談にこられた方に声をかけて、これまでつながる機会のなかった当事者同士が交流できる機会をつくる（交流できる場の案内をする）ことを進めます。 ○様々な生きづらさがあることを住民に発信し、理解者を増やし、「居場所」づくりの協力者の養成に努めます。
専門職 社会福祉協議会	○孤立している生きづらさを感じている人たちに対し、「居場所」につなげていくよう、地域組織や専門機関、行政等が連携を図っていきます。
専門職	○誰もが参加できる居場所から、それぞれが感じている「生きづらさ」によって、グループやチーム化を専門職が組織の立ち上げ支援として行い、次の一步につなげていきます。

コラム 生きづらさを感じている人たちがほっとできる居場所づくりがスタートしています

泉佐野市社会福祉協議会が主体となって、シャッピーハウス（泉佐野市社会福祉協議会のサテライト）を拠点として月1回のペースで集いの場を開催しています。「りれーしょん」という名称で行っているこの集いは、様々な生きづらさを持った人たちが安心して過ごすことができ、就職や生活改善、社会との関わりを持つ等、それぞれの次の一歩に進むことのできるプラットフォームの場をめざしています。

現在は専門職が中心となって場の設定を行っていますが、市民の方にもボランティアとして関わってもらったりと、より社会とのつながりを持てる場の設定も検討していきたいと思っています。



基本目標３：みんなで参加する地域をつくろう

行動１：ボランティアに参加しやすい仕組みづくり

現状と課題

- 市内でも様々な団体・個人がボランティア活動に取り組まれています、情報が集約されておらず、全体の把握ができていない部分があります。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターで登録しているボランティアは高齢の方が多く、ボランティアも固定化されている現状があり、活動者も活動先も固定化されている傾向となっており、多種多様なボランティア活動とは言いにくい現状となっています。そのため、平日の活動が主のため学生、働き世代や子育て世代がボランティア活動をしにくい環境となっています。

地域福祉活動の方向

ボランティアに取り組まれている方や、ボランティア活動先の情報を集約し、「見える化」をめざします。多種多様なボランティア活動先が生まれやすい環境の整備と新たなボランティア活動先の開拓を進めていくとともに、幅広い世代が、自身の生活状況に合った活動ができるようなコーディネート体制の構築に向けた検討を行っていきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p53 N P O ・ボランティア活動への参加の促進

活動主体	具体的取り組み例
福祉施設 市民活動団体 学校 等	○ボランティアを受け入れるにあたっての環境整備に努めます。 ○ボランティアに依頼したいニーズについて、情報発信に努めます。
社会福祉協議会	○生活スタイルが多様化する中で、ボランティア活動に踏み出す一歩として気軽にできる登録方法を検討していきます。 ○多様な活動の仕方ができるようなコーディネート体制の構築を検討します。 ○ボランティアに来て欲しいニーズとボランティア活動を行いたいニーズがマッチングできる仕組みを検討し、情報の可視化を進めていきます。

行動２：当事者意識で参加できる募金・寄付活動

現状と課題

- 地域福祉に活用される募金・寄付活動として社会福祉協議会で行っている善意銀行や、泉佐野地区募金会で行っている赤い羽根の共同募金運動や歳末たすけあい運動などがあります。
- 募金・寄付額が減少傾向にあり、募金・寄付文化が定着していない現状があります。
- どのような募金・寄付の形があるか、募金・寄付をすることによってどのような効果が生まれるのかが伝わっていない現状があります。
- 募金や寄付の運動の必要性を感じ、身近な存在となり盛んになるために、どのような取り組みが必要なのかを様々な視点から考え、実行できる「場」がより必要になっています。

地域福祉活動の方向

募金・寄付が地域のためにどのように活用されどのような効果が生まれているのかを住民の方が実感できるような発信を行っていきます。また、募金・寄付活動が身近な存在となり、気軽に活動に取り組むことができるような仕組みづくりを検討していきます。そのために多種多様な団体と連携し、組織的な取り組みとして行っていきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p55 安定的な地域の自主財源の確保

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉協議会 泉佐野地区募金会 住民組織団体 等	○行政や関係機関と募金・寄付活動がどこでどのように行われているのか等の情報が手軽にキャッチできるツールを検討していきます。 ○幅広い世代が気軽に参加できる仕組みを検討していきます。
泉佐野地区募金会 社会福祉協議会	○住民組織団体、企業、NPOなどの多種多様な団体が連携できる場の設定を検討していきます。

行動3：福祉教育にみんなで関わろう

現状と課題

- 現在、小中学校では、車いすやアイマスク、高齢者疑似体験等の体験学習が行われています。また、地域においては、地区（支部）福祉委員会が主催する研修会や講座が開催されています。
- 毎年取り組みが行われているものの、限られた時間の中でその時のプログラム内容を学ぶことで精いっぱいとなり、「福祉」＝特別というイメージを持ちやすい状況です。
- 福祉教育の授業や研修会・講座を企画する際、ゲストスピーカーや体験プログラム内容に関する情報やノウハウの蓄積が少ないため、プログラムを担当する人によって内容に偏りが生じてしまうのが課題です。

地域福祉活動の方向

一人でも多くの人々が「福祉」に関心を持ち、日頃からお互いに助け合う気持ちを育むことが、地域活動の担い手を育成することにもつながります。

「福祉」が特別のことではなく誰もが自分のこととして「ふだんのくらしにしあわせを」ととらえることができるよう支え合い、学び合う機会をつくります。

世代を超えて多くの人々が福祉教育の場に関わることができるよう、当事者や学校等の関係機関、団体とのネットワークづくりを行います。

ACTION

対応する行政の取り組み

p39 福祉意識・協働意識の向上、p57 福祉人材の育成・発掘

【福祉教育のネットワーク構築】

活動主体	具体的取り組み例
地域活動団体 専門職 福祉事業所 ボランティア 社会福祉協議会 等	○子どもや若者が地域活動に参加し、身近にある福祉活動や福祉課題に気づくことができる機会を提供します。 ○プログラム作成や啓発等「福祉教育」をテーマに多様な関係者が話し合う場に参加します。
社会福祉協議会	○教育委員会や学校とも協力しながら、日頃の生活に生きる「福祉教育」となるよう関係者が学び合い、連携できるネットワーク構築に努めます。